

## 「あわらファンクラブ」会員規約

(名称)

第1条 本会は、あわらファンクラブと称する。

(目的)

第2条 本会は、あわらを愛し、応援したいという熱意を持つ市内外在住者に、あわらの魅力を知ってもらい、発信してもらうことにより、あわらのファンを全国に拡大することを目的とする。

(運営主体)

第3条 本会の事務局を、一般社団法人あわら市観光協会内に置く。

(会員)

第4条 本会の会員は、所定の申込手続きを経て会員となるものとする。会員期間は無制限とし、会費及び年会費は無料とする。

2 会員は、居住地や年齢を問わない。(15歳未満は、保護者の同意を必要とする。)

(役割)

第5条 会員は、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) あわら市、あわら市観光協会等が主催するイベントに負担のない範囲で参加する。

(2) 事務局が提供する情報を確認し、あわらに愛着を持つ。

(3) 事務局が実施する広報活動、アンケート調査等に協力する。

(登録)

第6条 本会は登録制とし、会員になろうとする者は、登録申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を提出するものとする。

(報酬等)

第7条 本会は、会員に対して報酬等の対価の支給及び旅費等の費用弁償をしないものとする。

(登録事項の変更)

第8条 会員の登録事項に変更があった場合は、事務局に速やかに届け出るものとする。

2 前項に該当する届け出がない為またはその届け出が不十分である為、事務局からの通知その他の送付物が延着または未着となった場合は、事務局は当該送付物が通常到着すべきときに会員に到着したものとみなし、その責任を負わないものとする。

(退会)

第9条 会員が退会しようとする場合は、事務局に届け出るものとする。また、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は退会したものとみなすことができる。

(1) 会員が退会する旨を事務局に申し出たとき。

(2) 申込書に記載された連絡先へ一定期間(約3ヶ月)連絡がとれないとき

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、会員資格を喪失する。

(1) 会員が死亡した場合

(2) 故意または重大な過失により本会に損害を与えた場合

(3) その他会員としてふさわしくない行為があった場合

(個人情報)

第11条 事務局は、会員を特定することができる情報(以下「個人情報」という。)を、本会の目的の達成に必要な範囲を超えて利用しない。

2 事務局は、次に掲げる場合を除いて、会員の個人情報を第三者に開示及び提供しないものとする。

- (1) 本人の承諾がある場合
- (2) 公共の利益の保護のため必要がある場合又は法令により開示を求められた場合
- (3) 各種文書の発送について外部業者に委託する場合

(会則の変更)

第12条 本会運営上必要と認めた場合は、予告なく本規約を変更する場合がある。その場合は、ホームページへの掲載により告知するものとし、その告知をもって変更の効力を生じるものとする。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、本会運営等に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成29年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 A-LOVE 会員については申込書の提出を不要とする。